

契約書（案）

- 1 事業名 愛媛県障がい者更生センター呼出装置他修繕
- 2 作業場所 愛媛県松山市道後町二丁目 12 番 11 号
- 3 工期 着工 令和 年 月 日（契約締結日の翌日）
完成 令和 年 月 日
- 4 契約金額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
- 5 契約保証金 金 円

上記について、愛媛県を甲とし、 を乙とし、甲乙間において、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（修繕事業の施工）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき修繕すること。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利義務は、第三者に譲渡し、又は担保に供しないこと。

ただし、書面により甲の承認を受けたときは、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第3条 乙は、この修繕の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）

第4条 乙は、修繕を下請負人に請け負わせて施工するときは、あらかじめ、当該工事の下請負人（再下請負人を含む。以下同じ。）につき、その商号又は名称その他必要な事項を甲に通知しなければならない。下請負人または下請け工事の内容を変更したときも同様とする。

（工程表）

第5条 乙は、この契約締結後、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。乙は、工程表を変更したときは、その都度変更後の工程表を甲に提出しなければならない。

2 工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

（現場代理人及び主任技術者等）

第6条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいい、同条第 3 項の工事の場合は、専任の者とする。以下同じ。）又は監理技術者（同条第 2 項に規定する監理技術者をいい、同条第 3 項の工事の場合は、専任の者とする。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）

(4) 担当技術者（現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者以外の者で、主任

技術者又は監理技術者のもとで工程管理、品質管理その他の技術上の管理や技術上の指導監督を補佐し、この工事に専任の技術者とする。以下同じ。)

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。また、現場代理人は、甲が認めた場合には、当該工事以外の他の工事と兼務することができる。
- 4 乙は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、修繕前、修繕中及び修繕後の写真を撮影し、事業が完成したときは、書面及び写真をもって甲に通知するものとする。

- 2 甲は、前項に定める通知を受けた日から起算して10日以内に完成検査を行うものとする。

- 3 目的物の引渡しの日は、前項に定める完成検査に合格した日とする。

(代金の支払)

第8条 甲は、代金を前条に定める完成検査合格後、適正な支払請求書を受領した日から起算して、30日以内に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第9条 乙は、甲が、その責めに帰すべき理由により、前条に規定する期間内に請負代金を支払わなかった場合は、甲に対し、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を請求することができる。ただし、その額が100円未満であるときはその全額を、その額に100円未満の端数があるときはその端数の金額を切り捨てるものとする。

(事情変更)

第10条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる

(契約不適合責任)

第11条 甲は、引き渡された物品が品質、規格又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減

額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(期限の延長)

第12条 乙は、その責めに帰することができない事由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。

(履行遅延の場合における損害金)

第13条 乙の責めに帰する事由により修繕期間を延長した場合には、甲は、修繕代金額から既成部分に対する修繕代金相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、年3%の利息を徴収することができる。

(甲の解除権)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。
- (4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められると

き。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第 11 条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

(違約金)

第 15 条 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、契約金額の 10 分の 1 を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年 3 % の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第 16 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第 17 条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が修繕の実施に当たり、故意又は過失によって建物、機械器具等（第三者の所有に属する者を含む。）を破損若しくは亡失し、それによって甲が損害を受けたときは、乙に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、修繕を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約の費用)

第 19 条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の遵守)

第 20 条 乙は、雇用者及び使用者として、労働基準法、職業安定法、最低賃金法その他法令等に規定された全ての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

(契約外の事項)

第 21 条 本書に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

甲 愛媛県
知 事 中 村 時 広

住所

乙
氏名